

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

栃木県 佐野市

<目次>

- 佐野市の紹介 3
- 事業の目的及び実施主体 4
- 事業の要旨 5
- 地域生活支援拠点等の整備の類型 6
- 事業内容 7
- 必要な機能の具体的な実施内容 8. 9
- 事業実施の結果及び今後の課題・方針 10

○佐野市の概要

佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

現在の佐野市は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の1市2町が、平成17年2月28日の合併によって形成されました。



○人口・世帯数(平成27年10月1日現在)

人口:121,310人、世帯:50,004人

○障害者数(平成27年4月1日現在)

身体障害者手帳:4,403人、療育手帳:937人、精神障害者保健福祉手帳:821人

○福祉サービス利用者の状況(平成27年9月末)

福祉サービス利用者数:868人

内訳:身体障害者:204人、知的障害者:419人、精神障害者:245人

○現在の事業所の状況(平成27年12月末現在)

- ・相談支援事業所 指定一般2か所(※平成27年度から基幹としても位置付け)・指定特定6か所・指定障害児4か所
- ・施設入所支援事業所 1か所・共同生活援助事業所 15か所・短期入所事業所 4か所
- ・生活介護事業所 5か所・就労継続支援A型事業所 1か所・就労継続支援B型事業所 5か所
- ・就労移行支援事業所 3か所・自立訓練(生活訓練)事業所 1か所・居宅介護事業所 12か所

☆ゆるキャラ®グランプリ2013で優勝した「さのまる」は、佐野市のブランドキャラクターです！



さのまる

○事業の目的及び事業主体

・目的

「障がいがあっても地域で生活できるために・・・本人に寄り添った支援、地域生活の推進」を検討する。

市内には4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、委託法人を中心に複数の事業者やその他関係機関が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する。

・事業主体：佐野市 （社会福祉法人とちのみ会に委託）

<委託法人社会福祉法人とちのみ会について>

- ・昭和34年知的障害児の入所施設として誕生。
- ・共生と地域支援を理念に、相談支援事業、入所支援、短期入所、生活介護、就労継続B型、就労移行支援、居宅介護、共同生活援助、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど佐野市の障がい福祉を中心的に担っているだけでなく、老人施設も手掛けている。
- ・今回、当事業に取り組みたいと意思表示するとともに、当事業において検討を進める中で、平成29年度中に、市内に地域生活支援拠点等の機能を組み入れた多機能拠点型の施設の整備を計画。

○事業の要旨

地域生活支援拠点の整備手法としては、市内に、4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、当初、委託法人を中心に複数の事業者が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する**面的体制整備型**をイメージした。

自立支援協議会内に、地域生活支援拠点等の整備専門部会、委託法人に準備委員会を設置し、具体的な内容について検討する中で、委託法人より、多機能拠点型の整備を計画していることから、**多機能拠点型と面的整備型の複合型の拠点と変更**。

また、必要な機能として5つの機能に加えて予防支援を加えた6つの機能とし、関係団体に行ったヒヤリングやアンケートをもとに、具体的な内容を検討。それをもとに、平成28年度から地域生活支援拠点の整備を目指していくこととした。

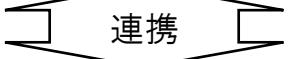
年度	月	内容
平成27年	10月	①準備委員会の開催 自立支援協議会専門部会において、地域の課題、必要とされる機能等について検討する。併せて、委託法人内にも準備委員会を設置し、事業者間等の役割分担を調整する。
	2月	②関係者への研修・説明会の開催 サービス事業者、相談支援事業者等関係者向けの研修会を開催する。 当事者、住民向けの説明会を開催する。
	3月	自立支援協議会への報告
平成28年	4月～	地域生活支援拠点等として機能できるものから事業を実施。

○佐野市における地域生活支援拠点の整備の類型：多機能拠点整備型と面的整備型の複合型



- ①相談
- ②緊急時の対応
- ③体験
- ④専門性(人材育成)
- ⑤地域の体制づくり
- ⑥予防支援

佐野市自立支援協議会
⑤地域の体制づくり について検討



委託法人：多機能拠点施設整備

面的支援における連携・調整

- ①④相談(専門性の必要なものを含む)
(基幹相談支援センター、指定特定)
- ②緊急時の受入(短期入所)、対応(地域定着、居宅介護、行動援護)、災害時の対応
- ③居住支援・体験の場(短期入所、グループホーム)、日中活動の場
- ⑤コーディネーターの配置
- ⑥予防支援(再発予防、障害の早期発見・支援、家族支援)

相談支援事業所(一般、指定特定)、グループホーム、短期入所、居宅介護、児童通所等を備えた多機能型拠点を平成29年度整備予定。

医療機関

相談支援事業所

社会福祉法人A
①④相談(専門性の必要なものを含む)
(基幹相談支援センター、指定特定)
③居住支援・体験の場(グループホーム)、日中活動の場

社会福祉法人C
③高齢化に対応した日中活動の場

当事者団体

利用者

社会福祉法人B
①相談(指定特定)
③居住支援、体験の場(GH)、日中活動の場

地域包括支援センター等

○事業内容

項目	内容
準備委員会等の開催実績	<p>①自立支援協議会の専門部会として障害者関係団体(4名)、障害福祉サービス事業所(4名)、行政機関(市障がい福祉課長)を構成員とする会議を4回開催。</p> <p>②委託法人内に医療機関3名、教育機関1名、地域委員5名、事業所職員11名を構成員とする会議を4回開催。事業所内ではその他4回の委員会、13回の作業部会を開催している。</p> <p>※2つの委員会の進捗状況を委託法人、市で確認しながら、あり方について検討し地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の対応、体験、専門性、地域の体制づくりに加え、予防支援の6つの機能について、地域課題も踏まえながら項目ごとにまとめた。</p> <p>整備の方向としては、委託法人が平成29年度に整備する多機能拠点と地域の事業者等が連携した面的整備の複合型とした。</p>
関係者への研修	<p>障がい福祉課と委託先で、内容等について検討。</p> <p>⇒専門部会、準備委員会で検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいの思いから、関係者ととも、一般市民向けに講演会、関係者向けに、講演会とシンポジウムを行うこととした。</p> <p>平成28年2月28日開催</p> <p>①午前：一般市民向け</p> <p>委託法人から地域生活支援拠点等について「障がいのある子どもと大人が住み慣れた地域で暮らしていくための6つの機能と支援」について説明。</p> <p>来場者数143名</p> <p>②午後：関係者向け</p> <p>・「from浅沼を拠点とした体制整備と、関係機関、事業所が連携してつくる面的整備」委託法人統括施設長による講演</p> <p>・「地域生活支援拠点等の体制整備と、関係機関、事業所が連携してつくる面的整備」として、自立支援協議会専門部会委員として関わった医師、施設長、市内精神科病院医師(ケースワーカーが委託法人準備委員会委員として関わった)、委託法人施設長、市職員によるシンポジウムを実施。</p> <p>来場者258名</p>

○必要な機能の具体的な実施内容

	多機能拠点整備	面的整備	課題・今後の方針
相談	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間365日電話相談 ・障害のある方やその家族等からの緊急的な相談を電話で受付、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて他機関の紹介等を行う。 ○24時間365日相談に応じて緊急派遣機能。 ○単身等で生活する障がいのある方に、地域定着支援を実施 ○地域の社会資源マップの作成(見える化) ○事業所の空き情報の共有、HPの管理更新 ○指定特定相談支援事業所の支援。 ○福祉なんでも相談会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談者が、日頃の関わりから悩み事や困りごとを受け止め、支援機関につなげる。 相談支援事業所、福祉サービス事業所、ケアマネジャー、包括支援センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、近隣住民等 ○福祉サービスを利用し、計画相談支援を利用している方 ⇒各指定特定相談支援事業所に相談 ⇒指定特定で困難なケースについては、基幹相談支援センター、市に相談。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援機関に相談がつながるように理解啓発を積極的に行う⇒地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、自立支援協議会 ○緊急時だけでなく、節目節目で相談できる体制を整える。 ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所、日中一時において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合受入を行う。 ○緊急時24時間365日電話相談。 ○24時間365日相談内容に応じて、訪問するなど緊急派遣機能がある。 ○セーフティーネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護を行う。 ○災害時には、拠点施設だけでなく、同法人施設を避難所とし、障がい特性への対応、相談を行う。 ○緊急時、居宅介護、行動援護の利用ができる。 ○緊急対応したケースはケース会議を行い、再発予防に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時に利用できる施設等を把握、情報提供する体制がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急介入として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。
体験	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、短期入所施設を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、短期入所施設を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体験として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。

	多機能拠点整備	面的整備	課題・今後の方針
専門性 (人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県が行っている研修に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。 ○相談事例の検討を行う中で、必要な研修を企画、実施する。 ○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。 ○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。 ○高齢障がい者の対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応した際には、ケース会議を行い再発予防に努める・・・相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制づくりにつながる。 ○地域包括ケアシステムとの連携⇒市、基幹、地域生活支援拠点。
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点にコーディネーターが配置 ○佐野市自立支援協議会への参加 ○地域ケア会議への参加 ○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。 ○地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う。 ○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。 ○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議。 ○地域生活支援拠点の認知度向上への取り組み。 ○地域生活支援拠点等についてのアンケートやヒヤリング等を実施する。
予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。 ○二次障がい予防の支援体制が整っている 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議

※自立支援協議会専門部会で整理した内容を掲載します。さらに、委託法人準備委員会により、具体的な取り組みについて、整理されています。

○事業実施の結果及び今後の課題・方針

モデル事業を通じて、短期間であったが、地域生活支援拠点等の整備手法、機能のあり方について福祉サービスを中心に、方向性を示すことができた。必要な時に、地域が必要とするサービスを横断的に提供できるためには、今回の内容では、充分ではないため、福祉の枠組みだけでない支援体制を目指して、今後も検討していく必要があると考える。

* 自立支援協議会専門部会で継続した検討を実施

- ①市の実情に応じた体制の整備についての協議
- ②関係機関の役割認識・連携体制強化
- ③課題に対する情報共有化
- ④地域生活支援拠点等についての理解啓発

* スムーズに進めるために

- ・地域資源の連携・理解と協力体制
- ・現場間の有機的な連携体制の構築

